

役員報酬規程

この協会の定款第 29 条に則って以下の規程を定める。

第 1 条（目的）

この協会の理事ならびに監事（以下「役員」という）に毎月支給する報酬（以下「月額報酬」という）に関する取り扱い事項を定める。

その他の報酬の取り扱いに関する事項で、法令または定款に定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第 2 条（報酬の体系）

1. 役員は報酬は月額報酬により構成する。
2. 月額報酬は常勤の役員に対して、役員報酬のみとし、手当等、他の給与は原則として支給しない。

第 3 条（決定方法）

月額報酬は、総会において定める総額の範囲内で、本規程第 4 条において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額として支給を決定することができる。ただし、当面の間はこの協会の運営状況を鑑み無報酬とする。

第 4 条（報酬の基準額）

月額報酬は役位別に、以下に定める額を基準とする。

代表理事	月額 15 万円（税込）
業務執行理事	月額 10 万円（税込）
理事	月額 5 万円（税込）
監事	月額 3 万円（税込）

ただし、この報酬を支払う際は社員総会においてその総額の範囲を定め、総会において上記支給の基準を決議し、その承認を得る手続きが必要となる。

第5条（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第6条（長期欠勤者の報酬）

病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

第7条（計算期間並びに支給日）

1. 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から31日迄とする。
2. 役員への月額報酬の支給日は毎月10日とする。

附 則

この規程はこの法人が公益認定を受けた日から施行する。